

谷田川流域水害対策検討会 規約

(設置)

第 1 条 谷田川流域水害対策検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 本検討会は、近年の気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、谷田川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進するための流域水害対策について検討することを目的とする。

(検討会の対象流域)

第 3 条 検討会は、一級河川谷田川流域を対象とする。

(所掌事項)

第 4 条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

谷田川流域における流域水害対策の検討等に関すること。

(組織等)

第 5 条 検討会の委員及びオブザーバー（以下、「委員等」という。）は福島県土木部長が委嘱し、別表で構成する。

- 2 検討会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 3 検討会には委員長を置くものとし、委員の互選によって定める。
- 4 委員等の代理出席は原則認めない。ただし行政委員はこの限りではない。
- 5 委員等の任期は検討会の設置期間までとする。

(検討会)

第 6 条 検討会の運営及び招集は事務局が行う。

- 2 検討会の議事進行は委員長が行う。
- 3 事務局は必要に応じて文書をもって委員等の意見を聴取し、検討会の開催に代えることができる。

(設置期間)

第 7 条 検討会の設置期間は、令和 6 年 3 月末日までとする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。

(会議の公開)

第 8 条 検討会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、検討内容によっては、委員長の判断により非公開とすることができる。

(事務局)

第 9 条 事務局は福島県土木部土木企画課及び福島県県中建設事務所企画調査課、郡山市河川課に置く。

(雑則)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項については、委員長が検討会に諮り定めるものとする。

(附則) 本規約は令和 4 年 10 月 17 日から施行する。

令和 5 年 8 月 日改定

谷田川流域水害対策検討会 委員等一覧

○委員

【学識経験者】		
日本大学工学部	教授	朝岡 良浩
福島大学共生システム理工学類	教授	川越 清樹
福島大学共生システム理工学類	教授	川崎 興太
【郡山市】		
防災危機管理課	課長	
農地課	課長	
河川課	課長	
都市政策課	課長	
経営管理課	課長	
下水道整備課	課長	
下水道保全課	課長	
【須賀川市】		
道路河川課	課長	
農政課	課長	
【平田村】		
産業建設課	課長	
【国】		
福島河川国道事務所 流域治水課	課長	
【福島県】		
企画技術総室	部参事	
土木企画課	課長	
河川計画課	課長	
河川整備課	課長	
都市計画課	課長	
下水道課	課長	
建築指導課	課長	
農村計画課	課長	
農村振興課	課長	
県中建設事務所 企画管理部	部長	
県中建設事務所 河川砂防課	課長	
県中農林事務所 農村整備部	副部長	

○オブザーバー

【国】		
東北地方整備局河川部地域河川課	課長	

○事務局

【県】
土木企画課
県中建設事務所（ <u>企画調査課</u> ）
【郡山市】
河川課